

8-10
10.83



室 庫 補 庫							
(73)	子	(5)					(3)

昭和四三年九月

家内労働主要資料

労働省労働基準局家内労働審議室

(一)	臨時家内労働調査会の見解 今後の家内労働対策のすめ方に関する見解	一
(二)	ア 家内労働審議会令 イ 労働省設置法の一部を改正する法律	三 三 五
(三)	大臣挨拶 家内労働審議会第一回会議における労働大臣挨拶(要旨)	七 七
(四)	委員名簿 家内労働審議会委員及び特別委員名簿	九 九
(五)	臨時家内労働調査会の報告要旨 「わが国家内労働の現状に関する報告」要旨	十一 十一
(六)	通達 家内労働行政の積極的推進について 家内労働行政の推進について	十九 十九 二十三
(七)	家内労働審議会小委員会報告	二十九

ア 小委員会報告
イ 小委員長報告

二十九
三十二

(一) 臨時家内労働調査会の見解

今後の家内労働対策のすすめ方に関する見解（四〇・一二・二二）

臨時家内労働調査会は、「わが国家内労働の現状に関する報告」をとりまとめ、本日これを労働大臣に提出した。

調査会としては、総合的家内労働対策の本格的検討を今後にゆずることとしたが、過去数年間の調査審議の経験にかんがみ、今後の家内労働対策は、基本的には、つぎのような方向ですすめられることが適切であると考えられる。

記

一 家内労働に関する審議機関の設置

家内労働問題は、工賃、労働時間、安全衛生など労働問題各般の分野にまたがるほか、中小零細企業問題、社会保障制度、さらには委託機構のあり方などとも関連をもっている。また、最近における経済の成長過程において、家内労働の実態も次第に変化してきている。

したがって、今後事態の変化に即応しつつ、適時、有効な施策を講じ、かつ法制的措置を含む総合的家内労働対策の樹立について検討をすすめるためには、総合的視野にたつて、長期的に継続して調査審議を行なう機関を設けることが必要である。

なお、家内労働に関する行政を推進する事務体制の整備をはかることも必要であろう。

二 行政措置の推進

1 家内労働者の工賃の最低額を保障し、ひいては最低賃金の有効な実施を確保するため、最低工賃の決定をすすめることとし、さしあたり、雇用労働と競合するもので、対象となる家内労働者数の多いものから着手することが適切である。

2 家内労働についての公正な競争を期するため、委託者間で標準工賃額を申し合わせる標準工賃制度をすすめるとともに、工賃決定に関連のある資料を整備し、公表することなどにより、工賃の適正化

をはかるべきである。

3 家内労働者の労働時間を適正化するため、一定の地域内の同種の事業を営むものについて、家内労働者をも含めて、始業・終業時刻の申し合わせを勧奨するなど、実態に応じた効果的な指導をすすめるべきである。

4 委託者と家内労働者間の委託条件をあらかじめ明確にするため、家内労働手帳などの普及をはかるべきである。

5 家内労働については、使用する機械設備や原材料などに危険有害なものがあるので、家内労働者の安全をはかり、健康が保持されるよう、具体的に措置を講ずるべきである。

6 家内労働については、その性質上困難な面もあるが、業務の危険有害性からみてとくに保護の必要性が高く、また業務の範囲を客観的に明確にできるものなどについては、労働者災害補償保険法第四章の四の特別加入制度の活用をはかるべきである。

7 家庭外で働くことが困難な未亡人、主婦、身体障害者、高令者等が内職に就く場合の諸条件を改善するため、内職の相談、斡旋、苦情処理、技術補導などの機能を拡充強化すべきである。

8 家内労働の実態をさらに詳細に、かつ、継続的に把握するため、調査をいつそう強化することが必要である。

三 関連諸施策

1 わが国の雇用政策の検討に当つては、近代的な雇用関係のもとにおける労働の分野のみならず、家内労働についても考慮を払うことが必要であらう。

2 そのほか、家内労働者の労働条件の改善に関連のある諸施策、たとえば、中小零細企業対策、社会保障制度等の整備充実をはかることがのぞましい。

□ 家内労働審議会令及び労働省設置法の一部を改正する法律

ア 家内労働審議会令

家内労働審議会令をここに公布する。

御 名 御 璽

昭和四十一年六月二十七日

内閣総理大臣 佐 藤 栄 作

政令百九十九号

家内労働審議会令

内閣は、労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）第十三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（所掌事務）

第一条 家内労働審議会（以下「審議会」という。）は、労働大臣の諮問に応じ、家内労働に関する重要事項を調査審議し、並びにこれに関し必要と認める事項を労働大臣及び関係行政機関に建議する。

（組織）

第二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、家内労働問題に関し学識経験のある者のうちから、労働大臣が任命する。

3 審議会には、委員のほか、特別委員を置くことができる。

4 特別委員は、関係行政機関の職員のうちから、労働大臣が任命する。

- 5 特別委員は、議決に加わることができない。
- 6 委員及び特別委員は、非常勤とする。

(会長)

第三条 審議会に、会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ委員の互選によつて定められた者が会長の職務を代理する。

(部会)

第四条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

(会議)

第五条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の二分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否回数ときは、会長の決するところによる。

(関係者の意見の聴取)

第六条 審議会は、審議に際し必要と認める場合においては、関係者の意見をきくことができる。

(庶務)

第七条 審議会の庶務は、労働省労働基準局賃金部企画課において処理する。

(雑則)

第八条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(労働省組織令の一部改正)

2 労働省組織令(昭和二十七年政令第三百九十三号)の一部を次のように改正する

第二十三条の三中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の
一号を加える。

四 家内労働審議会に關すること。

労働大臣

小 平 久 雄

内閣総理大臣

佐 藤 栄 作

イ 労働省設置法の一部を改正する法律

労働省設置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

昭和四一年六月二十七日

内閣総理大臣 佐 藤 栄 作

法律第八十七号

労働省設置法の一部を改正する法律

労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項の表中 中央労働基準審議会

労働大臣の諮問に應じ、労働基準法の施行及び改正に関する事項並びに労働災害防止団体等に関する法律に基づきその権限に属する事項を審議すること。

を 中央労働基準審議会

家内労働審議会

労働大臣の諮問に應じ、労働基準法の施行及び改正に関する事項並びに労働災害防止団体等に関する法律に基づきその権限に属する事項を審議すること。
家内労働に関する重要事項を調査審議すること。

に改める。

附則に次の一項を加える。

3 第十三条第一項の表に掲げる附属機関のうち、家内労働審議会は、昭和四十四年三月三十一日まで置かれるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

労働大臣	小 平 久 雄
内閣総理大臣	佐 藤 栄 作

家内労働審議会第一回会議における労働大臣挨拶（要旨）

家内労働審議会の開催にあたり、一言御挨拶申し上げます。

まず、このたび本審議会の委員に御就任をお願いいたしましたところ、皆様方には、御多用中にもかかわらず、このところよくお引受け下さいましたことを厚くお礼申し上げます。

御承知のとおり、わが国では、雇用労働者のほかに、問屋や製造業者から委託を受けて自宅で物品の製造加工等の作業に従事している。いわゆる家内労働者が多数存在しております。これらの家内労働者は、工賃や労働時間、安全衛生等の作業条件が一般に低く、問題がすくなくありません。

このような家内労働者について対策を講ずることは、たんに家内労働者の保護のみならず、一般の労働者の労働条件の改善、国民生活の向上という観点からもきわめて重要であり、とくに最近本問題に関する関心が高まり、その要請はますます強まっております。

政府はかねてから学識経験者のお集りである臨時家内労働調査会に、家内労働の実態の把握とその対策の検討とをお願いしていたところでありますが、同調査会は、昨年十二月、家内労働対策樹立のための根本的検討を行なうに当つて、まず、家内労働の実態を明らかにする必要があるという観点から、「わが国家内労働の現状に関する報告」を出されるとともに、今後の家内労働対策の進め方について見解を明らかにされ、家内労働について当面、行政措置による対策を推進するほか、法制的措置を含む総合的な家内労働対策について検討を進めるため、調査審議を行なう機関を設置すべきことをのべられたのであります。

政府といたしましては、家内労働問題の重要性にかんがみ、調査会の見解に従つて今後家内労働対策を推進したいと考え、さきの通常国会に労働省設置法の一部改正案を提出し、労働省の附属機関として家内労働審議会が設置されることとなつた次第でありまして、その設置期間は、一定期間内に結論をうるものが適当であるとの観点から、昭和四十四年三月末までとなつております。

しかし、家内労働問題は、調査会の報告においてものべられておりますように、実態は極めて複雑多岐にわたり、その関連する分野は労働問題各般にわたるほか、中小零細企業問題、社会保障制度、さらには委託

機構のあり方などにも及び、種々困難な問題を内包しております。したがつて、これに対して有効な施策を講ずるためには、広い視野から総合的に検討を加える必要があると考えられるのでありまして、本審議会におかれましては、このような観点から、今後、家内労働対策をどのように推進してゆくべきか、とくに法的措置を含む将来にわたる総合的・家内労働対策をいかにすべきか、という問題につきまして、御調査、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

委員各位におかれましては、種々御多用中のことは存じますが、何分にも宣敷くお願い申し上げます、私の御挨拶といたします。

(四) 委員名簿

家内労働審議会委員及び特別委員名簿（五十音順）

（委員）

飯田 勝彦 全国建設労働組合総連合本部総務部長

五十嵐 昭夫 日本経営者団体連盟事務局長

△石川 吉石衛門 東京大学教授

△磯部 喜一 東京工業大学名誉教授

伊藤 美佐雄 家内労働者

△氏原 正治郎 東京大学教授

△蛭谷 武弘 日本労働組合総評議会幹事

○△勝木 新次 財団法人明治生命厚生事業団体力医学研究所所長

小森 淑子 家内労働者

鈴木 秀明 東京輸出玩具工業協同組合専務理事

△武山 泰雄 日本経済新聞論説委員長

△中鉢 正美 慶応義塾大学教授

土 田 哲治良

丹後織物工業組合副理事長

△富 沢 輝 雄

全国中小企業団体中央会常務理事

◎ △長 沼 弘 毅

国際ラジオセンター会長

△丹 羽 昇

全国家内工業内職幹施機関連合会専務理事

△久 村 普

全国繊維産業労働組合同盟調査局長

△本 間 熊 蔵

全日本家内労働者組合総連合副委員長

△吉 田 要 三

東京商工会議所中小企業委員長

△丸 岡 秀 子

評論家

(特別委員)

井 土 武 久

通商産業省中小企業庁計画部長

今 村 讓

厚生省社会局長

八 塚 陽 介

経済企画庁国民生活局長

◎ は 会 長

○ は 会 長 代 理

△ は 起 草 委 員

(五) 臨時家内労働調査会の報告要旨

「わが国家内労働の現状に関する報告」要旨(四〇・一一・一二)

まえがき 家内労働とは 家内労働在立の背景

家内労働の実態 経済成長と家内労働

「まえがき」

臨時家内労働調査会は、昭和三四年、労働大臣から家内労働の実態の把握、家内労働対策樹立のための根本的検討を行なうよう依頼された、爾来、慎重に調査審議を重ねてきたが、家内労働の実態は把握がきわめて困難であり、その内容も予想以に複雑で、種類の問題を含んでいることが明らかになつた。

したがつて、われわれは、家内労働対策樹立のための根本的検討を行なうに当つて、まず家内労働の実態を明らかにすることが必要であると考え、このたび「わが国家内労働の現状に関する報告」をとりまとめた。この報告は、このような考え方のもとに作成されたもので、家内労働の存在の是非に対する判断や、家内労働対策そのものを論ずるというのではなく、家内労働の実態をありのままに記述するという態度をとつてゐる。

しかしながら、家内労働という言葉自身いろいろな意味につかわれており、また、ことの性質上、実態の把握が難しく、資料も之しくて、実態を客観的に明らかにすることは困難をきわめた。したがつて報告の内容としては、細部について厳密を期するより、大勢をとらえることに主眼をおいた。

このような制約があるにもかかわらず、今回、あえてこの報告を明らかにすることとしたのは、家内労働に関する総括的な報告は未だ皆無といつてよく、現時点においてこの報告を公にすることは、今後の調査研究を發展させるうえからも、有効な対策を樹立するうえからも、きわめて有意義と考えるからである。

記述にあたつては、できうるかぎり、一般にわかり易くするよう努めた。この報告が多くの人々の眼にふれ、家内労働に対する認識と関心が高まることを願つてやまない次第である。

「家内労働とは」

家内労働とは何かを厳密にいうことは非常に難しいが、一般に、

① 作業所が、自宅または知人の家など自分が任意に選んだ場所、時として委託者の指定する場所であること。

② 自分ひとりで、あるいは少数の補助者とともに作業に従事していること。この場合、補助者は通常家族であつて、常態として他人を雇うということはないこと。

③ 問屋・製造業者から物の製造、加工などを委託され、通常原材料の支給をうけて、その下請として作業を行なつてゐること。作業は通常簡易な手作業で、機械設備を用いる場合も、きわめて簡易なものであること。

の特徴を備えたものをいつてゐるので、この報告書でもこれを家内労働として取扱ふこととする。

家内労働には、種類の態様のものがあり、いろいろな観点から類型化することができるが、これを便宜上、家内労働者の世帯における地位、世帯の本業との関連において分類すると、

「専門的在家内労働者」

「内職的在家内労働者」

「副業的在家内労働者」

の三種に類型化することができる。

『専門的在家内労働者』とは、家内労働をその世帯の本業とし、世帯主自身が単独で、または家族とともにこれに従事し、それによつて生計を維持しているものである。これには、蒔絵師、塗師^{ぬし}などのように、伝統的、在来産業にみられる「師」、「職人」といつたようなものと、金属玩具のプレス屋、金属洋食器の研ぎ屋^{みが}、メリヤスの編立業者のように、比較的新しい産業に属するものがある。

専門的在家内労働者には、簡単な機械設備を備えているものが少なくない。

なおこのような本来の專業的家内労働者のほかに、未亡人等が世帯主になつて、家内労働に従事しているものもあるが、これには「内職的家内労働者」と同じ種類の作業に従事しているのが多く、一般にはこれらもいわゆる「内職」とよばれている。

『内職的家内労働者』とは、主婦や老人など世帯主以外の家族が世帯の本業とは別に家計補助などのため家事のあいまに家内労働に従事するものである。内職的家内労働としては、婦人、子供服等の縫製、ボタン付け、メリヤスセーター、手袋のかがり、袋貼り、刺繍などがよく知られている。

『副業的家内労働者』とは、他に本業を有する世帯主が、本業のあいまに単独で、または、その家族とともに家内労働に従事するものである。農家や漁家の主人が、農業、漁業のあいまに、菓製品の製造や竹細工に従事するものなどが典型的な例である。

このように、家内労働には様々な態様のものがある。共通していえることは、いずれも作業場所こそ自宅であるが、問屋・製造業者から委託をうけて仕事に従事し、労働することによつて報酬をうるもので、実質的には一般の労働者に近い性格をもつていうことである。

(家内労働存立の背景)

日常生活に必要な数数の商品は、一般に工場で雇用労働者によつて生産されるものと考えられているが、家内労働の手を経て作られているものは意外に多く、製品によつては、非常に大きなウエイトを占めている。洋服、スカーフ、手袋等の繊維製品、陶磁器、漆器等の日用品はもとより、テレビ、トランジスタラジオ、デューセルエンジンなど一見家内労働とは無縁と思われるような製品についても、その工程の一部を家内労働者の手作業に依存しているものが多い。また、この種の繊維、雑貨などの軽工業品やトランジスタラジオ、テレビなどが、わが国の輸出品として重要なものであることは周知の通りである。

このような家内労働の存在は、わが国の特殊な経済構造と雇用事情などを背景として理解されるであろうが、これを委託者など需要側の立場と家内労働者という供給側の立場で、その存立の基盤を考えてみよう。

需要側にとつてみればごく大まかにいつた場合、工賃が安いということが何よりも大きな理由であろう。また、工賃だけについてみれば家内労働の利用が雇用労働に比し必ずしも有利とはいえない場合もあるが、

労務管理の費用と手数が節約できるとか、季節的繁閑や、景気変動に応じて委託量の調節が可能であるとか、納期がある程度任意に決定できるとか、土地、建物、機械設備などに投下する固定資本が少なくすむことなどの理由から、家内労働への委託が行なわれる。

一方、供給側の事情は、専業、内職、副業によつて、かなりちがひがある。

伝統的工芸品など家代代の業として行なわれている専業的家内労働のほか、中小企業労働者で技術を覚え、たものが家族総がかりで働いて少しでもよい収入を得るため独立し、あるいは、工場など勤先をやめた者が若干の資金をもとにして、専業として家内労働に従事する。

また、家庭の主婦や老人など近代的労働市場に参加するに適しない人人が家計の不足を補うために、家庭にいるままで、内職として家内労働に従事する。

さらに農業や漁業の従事者が本業以外に所得をうるため、本業のあいまを活用して副業として家内労働に従事する。

このような事情は後で述べるように経済の高度成長により、かなり変つてきていることは今後注目する必要がある。

(家内労働の実態)

家内労働者は、各自の家庭に孤立分散しており、しかも浮動的で、その存在がつかみ難い。問屋・製造業者から最末端の家内労働者に至る機構は数段にわたる仲介組織が存在していたり、家内労働者と仲介人を兼ねるものがあつたり、複雑な迷路のように錯綜していることが少なくない。しかも家内労働者の形態は、専業、内職、副業ときわめて複雑である。さらに、家内労働者自身がさまざまな配慮から、そのありのままの姿をみせたがらない傾向が強い。

このような理由から家内労働の実状を把握することはきわめて困難で、どのような方法によつても、ことの性質上、把握もれがあることはやむを得ないと思われるが、労働省労働基準局が四〇年六月末に行なつた調査で把握したところによつて、家内労働者が現在どの位いるかをみると、家内労働に委託する問屋・製造業者は約五七、〇〇〇事業所、仲介人は約九、〇〇〇人、家内労働者数は約八四〇、〇〇〇人となつている。

このうち、專業的家内労働者は約一二〇、〇〇〇人（家内労働者總数の約一四％）、内職的家内労働者は約六七〇、〇〇〇人（同八〇％）、副業的家内労働者は約五〇、〇〇〇人（同六％）で、内職的家内労働者が最も多い。

家内労働者を性別にみると男子一割弱、女子九割強と大部分が女子である。地域別には東京、大阪、兵庫、愛知、京都など大都会に集中している。産業別には、輕工業部門に圧倒的に多く八一〇、〇〇〇人（九六％）が分布し、なかでも繊維工業、雜貨工業の兩産業に従事するものが家内労働者總数の約八〇％に達している。

家内労働者の労働条件、作業環境等は決して恵まれたものとはいえない。

工賃は通常出来高できめられているが、その額は一般に低い。昭和三十八年に内職公共職業補導所が行なつた内職従事者調査のうち盛岡市、福島市、東京都（板橋区）、名古屋市、高松市の五都市についてみると、地域によつてちがいがあつた。一日の労働時間は三時間ないし七時間で、工賃は一〇〇円ないし三〇〇円位のものが大部分であつた。しかし專業の場合は、機械設備や技能、熟練を要する作業が多いため、これより高く、労働時間が長いこともあつて、一家をあげて働く世帯の収入としては、かなりの額になる場合がある。たとえば、京都の西陣で、御召、銘仙等を織つている着尺部門の家内労働世帯は、最近では、力織機三台、家族二人か三人、一日九時間半位の稼働で、月の収入は五〇、〇〇〇円から八〇、〇〇〇円位になるといふことである。

家内労働に委託される作業は、季節的繁閑や景氣変動の影響を受けやすいものが多いため、受注が必ずしも一定せず、季節によつて委託量が少なくなつたり、途切れたり、不景氣になつて仕事がなくなることもあり、不安定である。

また、委託される作業が安全衛生上問題をもつているものもある。昭和三十四年、ヘップサンドルの家内労働で発生したベンゼン中毒は一般に知られているが、このような安全・衛生上の問題は、家内労働の作業場の広さ、作業施設が十分でないことや、家内労働者が安全・衛生について十分な知識や経験がないことに起因するものが多い。

家内労働者に対しては、本調査会が昭和三十五年に出した中間報告に基いて、現在標準工賃制度、家内労働

働手帳制度の普及促進、安全・衛生に関する指導などの行政措置が実施されているほか、最低賃金法には、最低賃金の適用労働者と同一または類似の業務に従事する家内労働者の労働条件の改善をはかり、最低賃金の有効な実施を確保するため必要があるときは、最低工賃を決定できるという規定（最低賃金法第二〇条）が設けられている。また、労働行政における内職公共職業補導所が行なう内職の斡旋をはじめとして、授産事業など国や地方公共団体が内職に関するいろいろな援助を行なっている。このほか家内労働に対する施策は、中小零細企業対策や、社会保障制度などとも関連している。

（経済成長と家内労働）

最近の経済成長の過程で家内労働についてもその性格なり、態様が大分変わってきている。

従来、家内労働とくに内職をするのは、所得のきわめて低い層であつたが最近では、所得が比較的高い層にも内職が波及するという傾向がみられる。

このように内職する層が変化したのは、よりよい生活に対する欲求が強まっていること、生活様式の変化にともなつて主婦の余暇が増大したこと、内職についての考え方がかわつてきていることなどによるものであろう。

内職に従事する世帯が、一般的に所得の低い層で、家計補助のため内職をするということとは基本的にはいまでもなおかわらないが、その性格が次第にかわつてきていることは注目すべきである。

また、最近の経済成長の過程で家内労働の盛衰、変化がみられ、これは今後の家内労働の動向を考えるに当つて大きな意味があると考えられる。

たとえば、テレビ、トランジスタラジオなどの電気機械器具や、プラスチック製品製造など生産量がふえ、あるいは業種自体新しく発生したものがあつた反面、提燈、扇子といった在来産業が衰退するなど経済成長の過程において業種に明暗がみられ、それが関連する家内労働の盛衰に影響している。

さらに、機械化の進展に伴つて、たとえば、マツチの小箱貼りのように、従来の手作業が機械化されることになり、家内労働者が減少するという現象もみられる。

また、最近の労働市場の需給関係の変化は著しく、人手不足の現象がかなり広範に発生しているが、滋賀県高島の扇骨のように家内労働者が雇用労働者に転化しているという例もある反面、東京のメリヤス、紙器などのように雇用労働者の不足のため、家内労働への委託が増加しているという事例もある。

このように、家内労働者の性格や家内労働者数は経済成長にともなつて今後に変化し、多様化していくものと考えられる。

このような変化とその背景にたえず注目しつつ、その時点における家内労働の問題点を探り、把握していくことが今後の重要な課題となろう。

別冊『各地の家内労働』

この報告には、別冊として「各地の家内労働」を添付している。これはつぎの一二の産地における家内労働のすがたを具体的にえがいたものである。

羽生の被服（埼玉）

東京のヘツブサンダル

東京の金属玩具

横浜のスカーフ（神奈川）

燕の金属洋食器（新潟）

郡内機業（山梨）

長野の線香花火

瀬戸の陶磁器（愛知）

高島の扇骨（滋賀）

西陣織物（京都）

兵庫のマツチ

奈良の靴下

法制的措置の内容については、当面、まず家内労働のために最も基本的事項で、かつ、緊急な必要性のあるものにしほらざるをえないという結論に達した次第であります。その他の残された諸問題については、行政体制の整備拡充を行なつて行政措置を推進していきながら条件の成熟をはかり、段階的に法制的整備を進めることが望ましいということで意見の一致をみました。

- 5 このような観点から、当面、家内労働に関する法制検討の対象としては、この報告書の「記」以下に記載された事項を取り上げることが適當であるということで小委員会の意見の一致をみた次第であります。

以上、小委員会報告についての経過と考え方を申し上げ、小委員長報告を終ります。どうか御理解ある御審議を賜りますようお願いいたします。

イ 小委員長報告

家内労働法制検討上の問題点に関する小委員長報告（要旨） 43.3.19

- 1 お手元に配布してあります「家内労働法制検討上の問題点に関する小委員会報告」につきまして、これを取りまとめました小委員会の責任者として、これをまとめるに至りました経過と考え方を簡単に御説明申し上げ、報告に代えたいと存じます。
- 2 昨年11月2日の第九回審議会におきまして、家内労働に関して法制的措置を講ずるとした場合において、どのような問題点をとり上げるべきかを検討することとなり、小委員に長沼、磯部、氏原、勝木、武山、中鉢、丸岡、石川の8名が指名され、第1回小委員会において私が小委員長に互選されました。
- 3 小委員会の審議は、昨年12月2日、同18日、本年1月8日、同22日の4回にわたつて行ない結論を取りまとめ、小委員会から一任されて最後に会長と小委員長とで若干の調整を行ないました。
- 4 審議の過程におきましては、家内労働法に規定すべき問題点につきまして、各小委員より活潑な御意見がのべられ、御議論がなされましたが、その結果、家内労働について法制的措置を講ずることが是非必要な段階にある。しかしながら、報告にも述べられておりますように
 - (1) 家内労働は複雑かつ多岐多様な実態にあり、しかも、経済の大きな変動期にあつて、そのような諸情勢が家内労働にどのような影響を与え、その結果、家内労働が今後どう推移していくか現段階では予測困難である。
 - (2) 行政体制の面においても、家内労働については極めて不十分な状態にある。
 - (3) 家内労働対策は、家内労働法にのみ期待することは無理で、総合的な施策をまたなければならない。というような事情に鑑みまして、いま家内労働のあらゆる問題を一挙に立法によつて解決しようとしても実行困難なものが少なくなく、従つて

内労働につき法制的措置を講ずる場合、委託契約が不明確ではその有効な実施が困難となるので、委託契約を明確化するための措置をどうするかについては、検討項目として取り上げる必要がある。

4 最低工賃制度

家内労働者について最低工賃を確保することは、家内労働者のため最重要事項であるので、現行の最低工賃制度をどうするかを含めて最低賃金との関係を考慮しつつ、最低工賃についていかなる制度をとるかを検討項目として取り上げる必要がある。

5 工賃に関する権利の保護

工賃については、工賃額に関する問題以外に、その支払方法、その不履行の場合の措置等の問題があり、これら工賃に関する家内労働者の権利保護をどうするかについても検討項目として取り上げる必要がある。

6 安全衛生対策

家内労働に伴う業務上の災害及び疾病については、現に発生し、問題となつている場合もあり、家内労働者の生命、身体に関する問題であるので、家内労働に関する法制的措置を講ずるにあつては、安全衛生対策をどうするかを検討項目として取り上げる必要がある。

7 業務上の災害疾病に対する措置

家内労働はその性質上、災害疾病が業務に基づくものかどうかの認定が困難である場合が多いが、業務上の災害疾病であることが明らかであるものについては、救済措置をどうするかを検討項目として取り上げる必要がある。

8 家内労働行政機構

家内労働について法制的措置を講ずる以上、法の実効ある運用を確保するためには、効果的な行政機構の拡充強化が絶対必要であり、したがつてそれをどうするかを検討項目として取り上げる必要がある。

働にも少なからぬ影響が生ずることが懸念される。

以上のような家内労働をめぐる諸情勢よりすれば、今後わが国の家内労働がどのように推移し、どのような姿に落ちつくか、現時点で輕輕に予測することは困難である。また、家内労働に対しては、従来わが国では、最低賃金法に一部規定が存する以外は、全く法制的規制がなく、行政体制の面においても、これに対する専門的な組織がないなど極めて不十分な状態にある。さらに家内労働に対する対策は、家内労働法制にのみ期待することは無理であつて、一般労働政策、中小企業対策、社会保障施策等関連する諸施策の総合的实施にまたなければならない面が極めて大きい。

以上の諸理由から、家内労働について早急に画一的、包括的法制措置を講ずることは不可能と考えられるので、当面はまず、家内労働のために最も基本的な事項で、かつ、緊急な必要性が認められ、行政的にも実効ある実施が可能と思われるものを取り上げることとすべきである。その他については、行政体制を整備拡充して、家内労働の実態をさらに明らかにしつつそれに応じた行政指導を推進することにより逐次条件の成熟をはかり、その結果をまつて、将来において段階的に法制的整備を進めることが望ましい。

かかる基本方針に基づき、当面、家内労働に関する法制検討の対象としては、概ね下記の事項について取り上げることが適当と考える。

記

1 対象家内労働者の範囲

法制的措置を講ずる以上、その対象範囲については、当然検討項目として取り上げる必要がある。

2 委託者及び家内労働者の把握

家内労働については一般にその把握が困難であるので、家内労働に関する法制的措置を講ずる場合、委託者及び家内労働者の把握をどうするかについては、検討項目として取り上げる必要がある。

3 委託契約の明確化

委託者と家内労働者との間における委託契約は従来必ずしもその内容が明確でなく、このことは家内労働者の権利保護上も問題であるが、家

(7) 家内労働審議会小委員会報告

ア 小委員会報告

家内労働法制検討上の問題点に関する小委員会報告

家内労働はわが国では以前から広く行なわれているが、工賃その他の家内労働条件は特殊の例外を除き一般に恵まれず社会的に問題とされている。とくに最近の経済発展に伴い、雇用労働者の労働条件をはじめ他の就業者の諸条件が向上してきているなかで、家内労働はその遅れが著しく、その改善をはかることは家内労働者のためにもわが国就業構造の合理化のためにも是非とも必要なことであり、そのため家内労働立法を考慮すべき段階にきていると考える。

しかしながら、家内労働は諸外国でも一般にその実態の把握が容易でないため、その対策の実施の効果をあげることが困難であるが、わが国の場合は、さきの臨時家内労働調査会の報告にもものべられているように、とくに複雑かつ多岐多様な実態をもっているため、諸外国の場合よりその困難性は一層甚だしい。

しかも、最近、婦人労働力の需要増により、家内労働者から雇用労働者へ転換するものが増加しているとみられる。反面、家庭の婦人の家内労働への新たな進出がみられ、また、経済の進展に伴い、家庭内職の業種等も変化しつつある。このように家内労働の実態は現在、その従事者の構成、形態、業種等において大きな変貌の過程にある。

また、この数年来、韓国、香港、台湾、その他の開発途上国における低廉な労働力による零細企業や家内労働の発達は大がかりな家内労働にも次第に影響を及ぼしてきており、近く具体化しようとしている特惠待遇の問題は、これに一層の拍車をかけることも予想される。さらに、最近におけるポンド切下げとそれに伴う国際経済の変化は、わが国の輸出関連産業ひいては経済全体の動向にも大きな影響を与え、その如何によつては、家内労働

労働の実態は複雑であり、今後ともいつそうその把握につとめる必要がある。

また、経済の成長にともなつて、家内労働の態様、性格も変化しつつあると考えられる。したがつて、各局においては管内の家内労働について今後とも実態および問題点の把握につとめ適時、適切な施策を講じうるよう常に配意すること。

- (2) 家内労働行政は、工賃、労働時間、安全衛生など労働基準行政全般にわたる問題であるので、労働基準局全体として各課が密接な連携を保ちつつ、その実施にあたること。
- (3) 婦人少年室、都道府県関係部課、内職公共職業補導所等関係官公庁との連絡を密にし、情報、資料の交換等を行なうこと。
- (4) 家内労働に関する情報、資料等のうち、必要なものは随時、本省に報告すること。

- (1) 安全衛生問題は、直接、人命にかかわる問題であるので、管内における危険有害度の高い家内労働業種の把握につとめ、その動向にたえず留意して、家内労働者の安全、健康の保持をはかること。

とくに最近、新しい生産方法、原材料の導入等により、安全衛生上の問題を生じているものがあるので、その動向に留意し、すみやかに対処しうるよう心がけること。

- (2) 家内労働の安全衛生について主として社会的に問題を生じているもの、または生ずるおそれのあるものを指導の対象とすること。

家内労働の安全衛生上問題が多いと思われる業種は、粉塵の発生する作業を行なっているもの、有機溶剤、その他有害物を使用しているもの、プレス機、木工機等を使用しているもの、引火性料品、火薬類を取り扱っているもの等であるので、対象業種の選定にあたってはこれを考慮すること。

- (3) 指導の方法としては

- ① 各種業界指導の機会等を利用して委託者、家内労働者の啓もうを行なう。
- ② 当該業種の安全衛生に関する説明書等を委託者から家内労働者に配布するよう指導する。
- ③ 衛生上問題のある業種について、できうるかぎり特殊健康診断の受診を指導勧奨するとともに検診機関の斡旋をはかる。

などの方法が考えられるが、具体的には業種の実態に応じて効果的な方法を検討し、指導をすすめること。

6 労災保険への特別加入について

家内労働のうち、業務の危険有害性からみて、とくに保護の必要性が高く、また、業務の範囲を客観的に明確にしうるものなどについて、労働者災害補償保険法第4章の4の特別加入制度を実施することについては、現在本省において検討をすすめているところであり、各局においても具体的な現状の把握につとめること。

7 そ の 他

- (1) 先般、「わが国家内労働の現状に関する報告」が出されたが、家内

は、既存の資料の提供を行なうほか、必要と認めるときは、実態調査を行なうこと。

- (7) 加工賃以外の委託条件たとえば、納期遅延の取扱い、格外品の取扱い、工賃の支払方法等についても、上記の標準工賃制度に準じ申し合わせを行なうよう指導することがのぞましいこと。

3 家内労働手帳制度の普及について

- (1) 本制度は、委託条件を明確化し、かつ、その記録を保管せしめることによつて、当事者間の無用の摩擦を防ぎ、家内労働関係の改善をはかろうとするもので、家内労働手帳には、委託、納品および工賃支払のさい、それぞれの年月日、製品の種類、規格、工程、数量、工賃単価、工賃額等を記入させるものとする。家内労働手帳については、現在、本省においては、一定の様式のことを研究中であるが、これらの要請がみたされるものであるかぎり、業種の実情に適する適宜のもので差し支えなく、すでに業界において採用しているものがある場合には、その内容が本制度の趣旨に合致するよう指導すること。
- (2) できうれば、納期遅延の取扱い、格外品の取扱い、工賃の支払方法などの委託条件についても記載せしめるよう指導すること。
- (3) 家内労働手帳を採用した場合は、適当な機会を利用して記入方法の指導を行なうなど、手帳が有効に活用されるよう配慮すること。

4 労働時間の適正化について

- (1) 家内労働の労働時間を適正化することは、家内労働者の保護とともに労働基準法の有効な実施を確保するうえからも必要であること。
- (2) 家内労働の労働時間を適正化するための指導は主として専門的・家内労働者を対象とし、
- ① 各種業界指導の機会等を利用して家内労働者に対しても労働時間を適正に保つよう指導する。
- ② 一定の地域内の同種の事業を営むものについて、家内労働者をも含めて、始業、終業時刻の申し合せを勧奨する。
- など、実態に応じた効果的な指導をすすめること。

5 安全衛生に関する指導

(3) 最低工賃は、家内労働に委託される製品の種類、規格、工程別等のすべてについて決定することは必ずしも必要でなく、それらのうち主要なものについて決定することも差し支えないこと。

(4) 最低工賃は、当該最低賃金との均衡を考慮して定められなければならないが、その場合製品の品質の相違、技能、熟練の度合、原材料費、減価償却費負担の有無等を考慮する必要があること。

2 標準工賃制度の推進について

(1) 本制度については、昭和36年以降、すでに相当数の決定をみているが、新たに本制度を実施する対象業種は、当面1の(1)の①～③のほか次に該当するものを優先的にとり上げること。

① 地域的にまとまりがある業種

② 業者団体が組織されている業種

なお、3および4の家内労働手帳制度、労働時間の指導においても、対象業種の選定に当つては、おおむねこれに準ずること。

(2) 標準工賃の額については、現在の工賃額の実態を考慮しつつ、同種の雇用労働者と比較して著しく不均衡なものとならないよう指導すること。

(3) 標準工賃は、委託される製品の種類、規格、工程別等のすべてについて設定することは必ずしも必要でなく、それらのうち主要なものについて設定することも差し支えないこと。

(4) 標準工賃が設定された場合は、これを委託者の事業場等関係者の見やすい場所に掲示させ、または、家内労働者に配布させるなどの方法により、これが周知徹底をはかるよう指導すること。

(5) 標準工賃を設定した場合は、アフターケアにつとめ、つねに実効性を確保するよう留意すること。

すでに標準工賃制度を実施している業種については、標準工賃額を検討し、実効を失っているものについては、可及的すみやかに改定について、検討すること。

また、本制度を実施した業種について工賃不払が生ずることのないよう指導すること。

(6) 標準工賃の設定または改定について業界から援助を求められた場合に

かつ法制的措置を含む総合的家内労働対策の樹立について検討をすすめるためには、総合的視野にたつて、長期的に継続して調査審議を行なう機関を設けることが必要である。」旨を述べるとともに、工賃、労働時間、安全衛生等の面について、行政措置を推進すべきことを述べている。

家内労働に関する審議機関の設置については、現在、本省において関係各方面と折衝を行なつているところであるが、各局においては、上述諸事情にかんがみ、家内労働条件を改善するとともに、あわせて家内労働の実態の把握につとめ、将来の家内労働対策推進の基盤の整備をはかるため、下記により、家内労働行政の積極的な展開をはかられたい。

なお、昭和36年4月12日基発第330号および昭和40年5月19日基発第554号は、廃止する。

記

1 最低工賃の決定について

家内労働者の工賃の最低額を保障し、ひいては、最低賃金の有効な実施を確保するため、最低賃金法第20条の要件をみたすもののうち、最低工賃を決定する必要性が強く、かつ、実効ある最低工賃の決定が、比較的容易であると考えられるものから最低工賃の決定をすすめることとし、その運用は、次によること。

(1) 最低工賃の決定は、次の①②および③に該当する業種から、行なうこと。

- ① 最低賃金の重点対象業種または管内の主要業種に関連する業種
- ② 家内労働者が相当数存在し、今後も急速に減少するとは考えられない業種
- ③ 家内労働が継続的に行なわれており、委託される製品の種類、規格などが比較的一定している業種

(2) すでに最低賃金法第10条、第11条、または第16条の最低賃金が決定されている業種については、前項にてらし、具体的に検討を行なうこととするが、とくに、すでに行政措置により標準工賃が実施されている業種については、その実績に基づいて比較的容易に最低工賃を決定することが可能であると考えられるので、優先的に検討の対象とすること。

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

家内労働行政の推進について

家内労働対策は、家内労働者の保護のみならず、労働基準法、最低賃金法の有効な実施を確保するうえからもきわめて重要であり、とくに、最近の経済の成長過程において、家内労働の実態は次第に変化しつつあるが、家内労働条件については、なお改善されない面が残存し、さらに、新しい問題が生じているものもあつて、本行政推進の必要性は、ますます強くなつてきているところである。

労働省においては、昭和34年以来、臨時家内労働調査会を設置し、家内労働の実態の把握および家内労働対策樹立のための根本的検討を依頼していたところであるが、先般、同調査会から、「わが国家内労働の現状に関する報告」および「今後の家内労働対策のすすめ方に関する見解」が出された。

「わが国家内労働の現状に関する報告」は、「家内労働対策樹立のための根本的検討を行なうに当つては、まず家内労働の実態を明らかにすることが必要である」との考えから、家内労働の現状をありのままに述べたものであるが、調査会は、同時に出した「今後の家内労働対策のすすめ方に関する見解」（別添一略）において、「今後事態の変化に即応しつつ、適時、有効な施策を講じ、

別紙（1）

家内労働モデル地区

局名	地	区	業	種
東 京	都	区 内	金 属 玩 具	
神 奈 川	横	浜	家 庭 内 職 (スカーフ、ビニール カバン、雑誌附録等)	
新 潟		燕	洋 食 器 研 磨	
山 梨	郡	内	絹 人 絹 織 物、ねん糸	
静 岡	浜 松、	浜 北 市	綿、スフ織物業	
愛 知	岡 崎	市	作 業 手 袋	
岐 阜	関	市	洋 食 器 刃 物	
京 都	丹	後	西 陣 着 尺 織 物	
大 阪	泉	南	タ オ ル	
奈 良	北 葛 城、	大 和 高 田	く つ 下	
広 島	府 中 市	中 心	既 製 服 縫 製	

策についての考え方や施策の内容等を理解せしめるとともに家内労働者側の意見を聴取し、家内労働者との意思の疎通を図り、実情に即した実効ある施策の実施に努めること。

- (2) 婦人少年室、内職公共職業補導所、都道府県関係部局等家内労働に関する関係行政機関と協議し、都道府県労働基準局とそれらの機関の職員をもつて構成する「家内労働対策連絡会議」を設けて、当該地区の家内労働問題及びその対策に関する意見又は情報の交換を行ない、本問題について相互の理解を深めるとともに連携の緊密化を図り、総合的、多角的に当該地区の家内労働問題を解決するよう努めること。

なお、その連絡会議には、必要により家内労働者及び委託者の代表の出席を求めて、その意見を聴取し、効果的な対策の樹立とその推進に資する等の方法をとることも有効であること。

- (3) 当該地区に対する啓蒙指導用の平易な資料、パンフレット等を作成配布するとともに、関係者に対する説明会等も積極的に開催すること。
- (4) モデル地区の家内労働者が他局の管内の委託者から委託を受けている場合には、これら委託者の所在地の局は、モデル地区を管轄する局からの連絡に応じてこれら委託者の実態の把握及びこれらに対する行政措置について協力すること。

4 報 告

- (1) 最低工賃の決定、標準工賃の設定、実態調査等については、従来の例によりその都度本省へ報告すること。
- (2) 4半期ごとに実施状況を、別紙(2)「モデル地区家内労働対策実施報告」(略)により本省へ報告すること。

全国主要家内労働産地について家内労働モデル地区を設定し、当該地区に対して、あらゆる角度からの家内労働対策を重点的に実施し、もつて総合的家内労働対策推進のための基盤の醸成を図る。

モデル地区は別紙（１）のとおりとする。

2 モデル地区における実施事項

(1) 実態及び対策実施上の問題点の把握

モデル地区内の当該家内労働業種に関し、工賃、安全、衛生、労働時間をはじめ生産工程、生産形態、委託系路、流通機構等について総合的に実態の把握を行なうとともに、（２）に強げる行政措置を推進する過程において、将来の家内労働対策実施上生ずることが予想される問題点の把握に努めること。

なお、実態調査要綱及び問題点についての報告要領は別途指示すること。

(2) 具体的な行政措置の実施

実態調査の結果明らかにされた当該モデル地区における問題点を十分考慮のうえ、昭和41年3月2日付け基発第190号通達に基づき最低工賃の決定をはじめ、標準工賃の設定、家内労働手帳制度の採用、委託条件の明確化、安全衛生対策の確立等について、実情に即してあらゆる角度からの行政措置を集中的に行なうこと。

なお、家内労働は、仕事の種類及び量が一定しないことが多く、このことが家内労働者に大きな不安を与える原因となつている場合が多いので、その実態、原因等を十分把握のうえ、可能な限り計画的な委託がなされるよう委託者に対して指導すること。

3 対策の推進方法

(1) 2の（２）の対策を進めるに当つては、その円滑な推進を図るため、適時当該地区の委託者との懇談会を開催する等により、委託者の理解と協力を得るよう努めること。

また、家内労働者については、一般的に上記の如き方法で参集を求めることは困難な事情もあると思われるが、当該地区における家内労働者のうちから世話役的な地位にある者に対し適宣の方法により家内労働対

(6) 通 達

⑤

基発第 798 号

昭和42年7月28日

各都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

家内労働行政の積極的推進について

家内労働行政に関する各種行政措置の推進については、既に数次の通達をもつて特段の配慮を煩わしているところであるが、本年にははじめてる業種についての最低工賃が決定されるなど逐次その成果をみつつあるところである。

しかし、近年におけるわが国経済の高度成長の中にあつて、いまだその恩恵に浴し得ない家内労働者は相当数存在し、総合的家内労働対策確立の社会的要請は一層高まりつつある現状である。かかる社会的要請にこたえて、既に昨年10月に発足した家内労働審議会においては、法制的措置を含む総合的家内労働対策について調査審議が進められ、具体的な問題点についての検討に入る段階にある。

これら諸般の情勢にかんがみ、本年度は家内労働に関する各種行政措置の一層飛躍的な拡充強化を図るために、昭和41年3月2日付け基発第190号通達に基づく各種家内労働行政措置をさらに強力に実施するほか、全国の主要家内労働産地についてあらたにモデル地区を設定し、下記によりこれに対しあらゆる角度からの行政措置を実施することとしたので了知のうえ、各局においてはその目的達成のために格段の努力をされたい。

記

1 目 的

